

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（第1期）

全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2023年4月1日～2026年3月31日（3年間）

2. 目標と取り組み内容・実施時期

(1) 職業生活に関する機会の提供に関する目標

○目標1：技術職に女性従業員を1名以上増加させる。

<実施時期・取り組み内容>

- ・ 2023年4月～ 技術職の女性の応募を増やすため、求人サイトへの掲載内容を見直し改定する。

○目標2：非正社員の中から正社員への登用を3名以上実現する。

<実施時期・取り組み内容>

- ・ 2023年4月～ パートタイマー・アルバイトの正社員転換に関する要件を具体化し、登用の希望を出しやすい環境を整える。
- ・ 2023年10月～ 派遣社員について、面談を通じて正社員登用に関する希望のヒアリングを一層実施する。

(2) 職業生活と家庭生活との両立に関する目標

○目標3：従業員の一月あたりの残業時間を平均15時間以内とする

<実施時期・取り組み内容>

- ・ 2023年4月～ 一般従業員向けに長時間労働に関する研修を実施し、従業員の労務管理に関する知識の底上げを行う
- ・ 2023年4月～ 部門ごとの残業削減の取り組みを全社で共有する
- ・ 2023年4月～ 勤怠システムの機能拡充を図り、労務管理に必要な情報の可視化を実施する